
平成17年度栄村行政コスト計算書

平成19年11月

栄 村

1 行政コスト計算書の作成

- 行政コスト計算書は、1年間の村の行政活動に係わる経費のうち、資産の形成につながらない行政サービス（人的サービスや給付サービスなど）に係わる経費（コスト）について、その実績をまとめたものです。
- これは民間企業で作成している「損益計算書」に近いものですが、行政には収益にあたる概念がありませんので、コストと収益ではなく「コストと財源」の関係を示します。

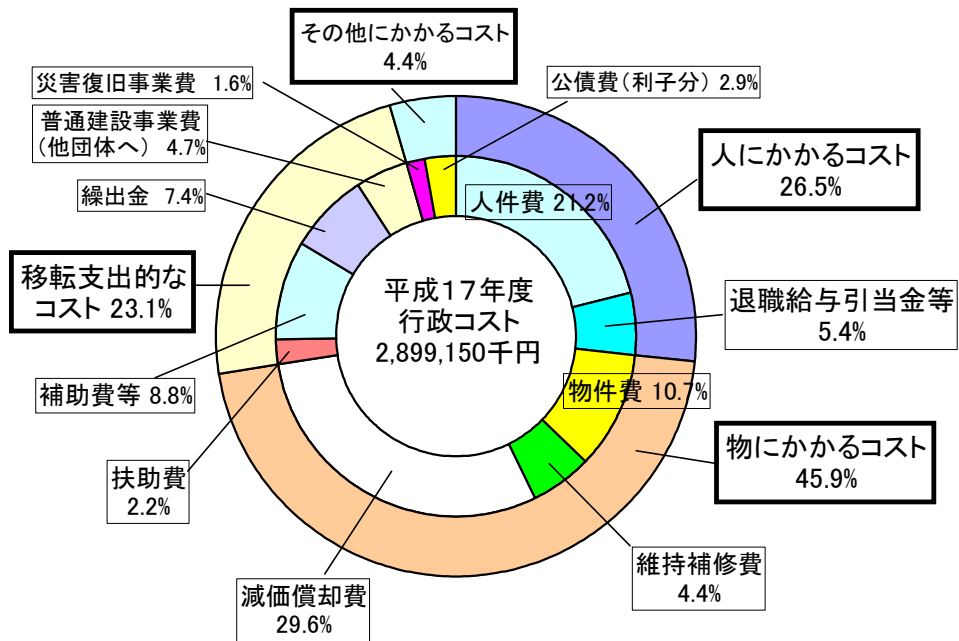
2 行政コスト計算書作成の基本的事項

- この計算書は国（総務省）の全国的な統一基準に基づき作成しています。
- まとめたコストと収入は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの1年間に係るものです。
- 対象とする会計は普通会計としました。
（※普通会計とは？…村で取り扱っている一般会計、高齢者等就労センター特別会計及び村営バス特別会計を総称した会計のことで、村の財政状況を把握するため毎年行っている「地方財政状況調査（通称：決算統計）」は、この普通会計を対象に調査を行っています。）
- 用いた数値は基本的に「地方財政状況調査（通称：決算統計）」の数値を使用しましたが、現金の収支に留まらず、減価償却費（資産の価値が1年で古くなり目減りする分）や退職給与引当金繰入等（職員の退職手当要支給額の増減分等）など、非現金的なものもコストとして計上しました。コストの分類は、性質別に下記の4つに区分してまとめました。
- 企業会計と同じく発生主義（その年度の収入・支出の決定がなされた時点で、その全額を計上）によりまとめました。

3 平成17年度行政コスト計算書の概要

- 平成17年度1年間に資産の増減に関係しない、言い換えるとサービスの経費として消費したコストは全体で約28億9千万円となります。うち「物にかかるコスト」が約13億3千万円（45.9%）と最も多く、次いで「人にかかるコスト」が約7億7千万円（26.5%）、「移転支的コスト」が約6億7千万円となります。
- また、行政コストの財源となる「収入」は平成17年度1年間で約26億2千万円で、「行政コスト」を差し引くと約2億7千万円の不足額が生じています。

<行政コストの性質別内訳>



(1) 平成17年度1年間のコスト額

性質的区分	内 容	金額 (村民1人あたり)
人にかかるコスト	職員の給料・手当、退職給与引当金の増減分など	7億6,956万円 (30万5千円)
物にかかるコスト	物件費 (消耗品費、光熱水費、旅費、賃金など) 維持補修費、減価償却費	13億3,152万円 (52万9千円)
移転支的的な コスト	扶助費 (生活保護、児童福祉、身体障害者交付金 など)、補助金、負担金、繰出金など	6億6,910万円 (26万6千円)
その他にかかる コスト	地方債償還利子、災害復旧費など	1億2,895万円 (5万1千円)
合 計		28億9,915万円 (115万円)

(村民1人あたりは平成18年3月31日現在の住民基本台帳及び外国人登録者法に基づく人口2,515人で割った数値です。)

(2) 平成17年度 1年間の収入額

区 分	内 容	金額 (村民1人あたり)
使用料・手数料等	各種使用料・手数料、財産貸付収入、寄付金、諸収入など	1億6,967万円 (6万7千円)
国・県支出金	国・県からの補助金等で資産形成に係わらないもの	2億6,727万円 (10万6千円)
一般財源等	村税、地方交付税交付金など	21億8,554万円 (86万9千円)
合 計		26億2,249万円 (104万円2千円)

(3) 収入と行政コストの差し引き

	金額 (村民1人あたり)
差 引	マイナス 2億7,665万円 (マイナス 11万円)